

現行	改正後（案）												
<p>(認定又は許可の申請)</p> <p>第12条 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める認定又は許可の申請は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5、第68条の5の6、第86条第1項若しくは第2項、第86条の2第1項又は第86条の6第2項に規定する認定の申請</p> <p>(2) 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第48条第1項から第14項までの各項ただし書（第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第51条ただし書（第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>第3号様式（第11条） 第1面 略</p> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p style="text-align: center;">計画上の配慮状況</p> <table border="1" data-bbox="231 1465 1448 1808"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 1465 492 1598">住環境保全の措置項目</th> <th data-bbox="492 1465 1448 1598">配慮状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 1598 492 1688">1 近隣住民の住居の日照</td> <td data-bbox="492 1598 1448 1688"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1688 492 1808">2 近隣住民の住居の居室の観望防止</td> <td data-bbox="492 1688 1448 1808"></td> </tr> </tbody> </table>	住環境保全の措置項目	配慮状況	1 近隣住民の住居の日照		2 近隣住民の住居の居室の観望防止		<p>(認定又は許可の申請)</p> <p>第12条 条例第12条第2項第2号に規定する規則で定める認定又は許可の申請は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 法第43条第2項第1号、第44条第1項第3号、<u>第52条第6項第3号</u>、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5、第68条の5の6、第86条第1項若しくは第2項、第86条の2第1項又は第86条の6第2項に規定する認定の申請</p> <p>(2) 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第48条第1項から第14項までの各項ただし書（第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第51条ただし書（第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項<u>若しくは第4項</u>、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、<u>第58条第2項</u>、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項に規定する許可の申請</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>第3号様式（第11条） 第1面 略</p> <p style="text-align: center;">(第2面)</p> <p style="text-align: center;">計画上の配慮状況</p> <table border="1" data-bbox="1507 1465 2724 1808"> <thead> <tr> <th data-bbox="1507 1465 1768 1598">住環境保全の措置項目</th> <th data-bbox="1768 1465 2724 1598">配慮状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1507 1598 1768 1688">1 近隣住民の住居の日照</td> <td data-bbox="1768 1598 2724 1688"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1507 1688 1768 1808">2 近隣住民の住居の居室の観望防止</td> <td data-bbox="1768 1688 2724 1808"></td> </tr> </tbody> </table>	住環境保全の措置項目	配慮状況	1 近隣住民の住居の日照		2 近隣住民の住居の居室の観望防止	
住環境保全の措置項目	配慮状況												
1 近隣住民の住居の日照													
2 近隣住民の住居の居室の観望防止													
住環境保全の措置項目	配慮状況												
1 近隣住民の住居の日照													
2 近隣住民の住居の居室の観望防止													

3 隣接道路の交通の安全の確保	
4 自動車及び自転車駐車場の確保	(1) 自動車 台 (附置義務台数 台) (2) 自転車 台
5 意匠、色彩等の周辺景観との調和	
6 共同住宅等の居室の将来的な日照の確保	
7 テレビジョン放送の電波の受信障害の対策	
8 その他	

(注意) 住環境保全の措置項目のうち1から7までの項目で措置を採っていないものがある場合は、当該項目の欄を斜線で抹消するとともに、当該措置を採らなかった理由を8の項目の欄に記入してください。

第3面 略

3 隣接道路の交通の安全の確保	
4 自動車及び自転車駐車場の確保	(1) 自動車 台 (附置義務台数 台) (2) 自転車 台 <u>附置義務台数 台</u>
5 意匠、色彩等の周辺景観との調和	
6 共同住宅等の居室の将来的な日照の確保	
7 テレビジョン放送の電波の受信障害の対策	
8 その他	

(注意) 住環境保全の措置項目のうち1から7までの項目で措置を採っていないものがある場合は、当該項目の欄を斜線で抹消するとともに、当該措置を採らなかった理由を8の項目の欄に記入してください。

第3面 略